

入院時食事療養費・入院時生活療養費について

当院は、入院食事療養費（Ⅰ）入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については１８時以降）適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（１食につき）

一般（７０歳未満）	７０歳以上の高齢者	標準負担額（１食あたり）	
一般	一般	５５０円	
指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱ除く）	指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱ除く）	３３０円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去１年間の入院期間が９０日以内	２７０円
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去１年間の入院期間が９０日超※１	２２０円
該当なし	低所得者Ⅰ	１３０円	

入院時生活療養費の標準負担額について（１食につき）

療養病棟に入院する６５歳以上の患者		標準負担額	
		食費（１食）	居住費（１日）
一般		５５０円	４３０円
指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱ除く）		３３０円	０円
低所得者Ⅱ（医療の必要性の低い方）		２７０円	４３０円
低所得者Ⅱ（医療の必要性の高い方）	過去１年間の入院期間が９０日以内	２７０円	４３０円
	過去１年間の入院期間が９０日超※１	２２０円	４３０円
低所得者Ⅱ（指定難病患者）	過去１年間の入院期間が９０日以内	２７０円	０円
	過去１年間の入院期間が９０日超※１	２２０円	０円
低所得者Ⅰ（医療の必要性の低い方）		１６０円	４３０円
低所得者Ⅰ（医療の必要性の高い方）		１３０円	４３０円
低所得者Ⅰ（指定難病患者）		１３０円	０円

※１ ご加入中の保険者へ申請手続きが必要です。なお、当院窓口にご提示いただいた月からの適用となります。

※ 健康保険法施行令の改正により、負担額が変更となる場合があります。（全医療機関共通）